

MAGĒMĀ TECHNOLOGY LLC v. PHILLIPS 66事件、上訴番号2024-1342 (CAFC、2025年9月8日)。
Moore裁判官、Stoll裁判官、Bumb裁判官による審理。テキサス州南部地区連邦地方裁判所(Lake裁判官)の判決を不服としての上訴。

背景:

Magēmā社は、大型外洋貨物船の動力源として使用される重質船舶燃料油に関する特許のクレームを侵害したとして、Phillips社を提訴した。対象クレームは、水素化処理前の燃料油の引火点に関するものであった。Magēmā社は、侵害を証明するため、Phillips社の燃料油を水素化処理装置に流入させる直前に検査することを要求した。Phillips社は、その場所でサンプルを検査するのは危険すぎると主張した。その代わりに、Phillips社は、Magēmā社が引火点温度を推定するため一般的に認められた方法を用いることができると主張した。地方裁判所はこれに同意し、Phillips社に検査用サンプルの提出を強制しなかった。正式事実審理(trial)の前日、Magēmā社はPhillips社が引火点温度の推定に使用した方程式は不十分であり、実際の検査が必要だと主張するつもりであることを知った。Magēmā社は異議を唱えたが、地方裁判所は「[Magēmā社の]主張を理解」できないとして無効とした。

正式事実審理(trial)中、Phillips社はMagēmā社の3人の証人から証言を引き出し、実際の検査は実施されていないことを認めさせた。その後、Phillips社は実際の検査なしでは侵害を立証することはできないと主張した。最終的に、Magēmā社は、Phillips社が提示した方程式で引火点温度の推定に十分であると陪審員に指示するよう地方裁判所に求める是正指示申立て(motion for curative instruction)を提出した。地方裁判所は、Phillips社に、実際の検査が提出されない場合に「一体どうやって(how in the world)」Magēmā社がその責任を果たすことができるのかと尋ねた。それにもかかわらず、地方裁判所は、Phillips社が以前に方程式の十分性を主張し、実際のサンプルを入手するのは危険すぎると主張したことについては、Magēmā社に主張しないように指示した。地方裁判所は、Phillips社に対し、Magēmā社が実際の検査結果を提出すべきであったと主張しないよう指示した。それにもかかわらず、最終弁論において、Phillips社は、実際の検査なしでは侵害を立証することはできないと再び主張した。

陪審員は非侵害の一般評決を下した。Magēmā社は、Phillips社の主張は不当に損害を引き起こすものであるとして再審理(new trial)請求を申立てたが、地方裁判所はこれを棄却した。Magēmā社はこれを不服として上訴した。

争点/判決:

地方裁判所は再審理請求の申立てを棄却することにより裁量権を乱用したのか。然り、原判決は差し戻しとなった。

審理内容:

CAFCは、Phillips社が「正式事実審理(trial)の直前におとり商法でMagēmā社に不意打ちをかけた(sandbagged Magēmā right before trial with a bait-and-switch)」と判断し、Phillips社の主張は不適切かつ損害を引き起こすものであるとした。また、CAFCは、陪審員が一般評決のみを下したため、侵害が認められないとした際にどの限定が満たされていないと陪審員が判断したかを知ることはできないとした。従って、再審理(new trial)が正当化される。

CAFCは、Phillips社の主張は「正式事実審理のほんの一部(a small part of the trial)」に過ぎないため、陪審員がPhillips社の主張を覚えている可能性は低いとする地方裁判所の判断に同意しなかった。その代わりに、CAFCは、Phillips社が実際の検査結果が必要であると主張した記録上の回数を考慮すると、それが判決に影響を与えた可能性が高いとした。